

令和6年度第2回江別市環境審議会会議録（要旨）

と き	令和7年1月30日（木）午前10時30分～午前11時30分	
ところ	江別市民会館37号室	
出席者等	委 員	【13名】 鴻野徹委員、迫田宏治委員、沢田信之委員、相馬芳佳委員、高川一伸委員、布施望委員、水野信太郎委員、吉田磨委員、米澤秀則委員、芥川智子委員、鈴木竜太委員、添島直美委員、高原智也委員 ※郷仁委員、村上和吉委員は欠席
	事務局	【9名】 近藤生活環境部長、千葉生活環境部次長、谷口環境室長、鈴木環境課長、村田環境課参事、辻屋環境保全係長、丹羽主査、西尾環境保全係主事、木村会計年度任用職員
	傍聴者	【0名】
1 開会宣言		
	鈴木課長	それでは、これより令和6年度第2回江別市環境審議会を開催いたします。 本日の委員の皆さんの出席状況であります、15名中、13名の出席ですので、江別市環境審議会規則第5条第3項の規定を満たしており、本審議会が成立していることをご報告いたします。
2 副会長の選出等について		
	鈴木課長	はじめに、前回の審議会での会長及び副会長の選出に際し、副会長には北海道電力総合研究所の沢田信之委員を選出いたしました、当日欠席であったことから、本日承諾をいただきたいと思います。
	沢田委員	（承諾）
	鈴木課長	ありがとうございます。 ご了解をいただきましたので、副会長には沢田信之委員にご就任いただきます。それでは、沢田副会長に就任のご挨拶をいただきたいと思います。
		（沢田副会長挨拶）
	鈴木課長	ありがとうございました。
3 委員交代の報告		
	鈴木課長	次に委員交代のご報告をいたします。 西脇崇晃委員から辞任届が提出されたことから、推薦団体に後任者の推薦を依頼したところ、新たに迫田宏治様が審議会委員となりましたことをご報告いたします。 ここで、迫田委員からひとことご挨拶をいただきたいと思います。
		（迫田委員挨拶）
	鈴木課長	ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。
4 会長挨拶		
5 議事		
(1)ア 江別市公害防止条例施行規則の一部改正について		
	鈴木課長	それでは、これから議事に入りますが、ここからは、会長が議長となり進めていただきたいと思います。水野会長、よろしくお願いいたします。
	水野会長	それでは、これ以降私が議長を務めさせていただきます。 本日の報告事項の「ア 江別市公害防止条例施行規則の一部改正について」を、

	事務局から説明をお願いします。
辻屋係長	私から、江別市公害防止条例施行規則の一部改正について、ご説明いたします。それでは、資料1「江別市公害防止条例施行規則の一部改正について」をご覧ください。 まず、江別市公害防止条例は公害の防止に関する施策の基本となる事項を定め、生活環境を保全することを目的に制定しており、その施行に必要な事項を江別市公害防止条例施行規則により定めております。 1 改正の趣旨については、令和6年1月25日付けで事業者からの排水に含まれることが許容される有害物質等の濃度に関する基準である「排水基準を定める省令」の改正があり、排水基準のうち「大腸菌群数」について、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直されることとなりました。この見直しを受け、江別市公害防止条例施行規則において定める汚水等に係る排水基準について、改正を行うものであります。 2 主な改正内容については、施行規則第7条で水の汚染状態を示す項目として定める「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるほか、別表で定める汚水等に係る排水基準のうち、生活環境の保全に係る項目の項目欄中の「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「許容限度」欄中「日間平均 3,000」を「日間平均 800」に改めるものであります。 なお、(3)として、主な改正を行う施行規則の新旧対照表を記載しており、改正部分についてアンダーバーで強調しております。 3 施行期日については、排水基準に定める省令の施行と同日の令和7年4月1日とするものであります。 以上であります。
水野会長	ただいま、「江別市公害防止条例施行規則の一部改正について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。
委員一同	(質問なし)
(1)イ 公害防止協定の再締結について	
水野会長	次に報告事項の「イ 公害防止協定の再締結について」を、事務局から説明をお願いします。
辻屋係長	それでは、資料2「公害防止協定の再締結について」をご覧ください。 まず公害防止協定とは地方公共団体が公害発生のおそれがある事業者との間で、公害の防止を目的として事業者がとるべき措置を相互の合意により取り決めるものであり、法律に基づく対策に加え、事業者の責務の内容をより厳密に規定するもので、本件は臭気及び水質汚染に関する協定について見直しを行うものです。 1 化製場との協定についてであります。化製場とは、死亡した家畜の死体などを処理する施設の総称で、市内の死亡牛は、南幌町にある北央化製事業協同組合内の工場で処理されております。市では、化製場から排出される悪臭や排水による環境汚染の抑制を目的に、南幌町、処理を実施する北央化製事業協同組合及び株式会社サカイとの4者間で、法律より厳しい基準を掲げた公害防止協定及び協定細目書を平成15年12月17日に締結しています。 2 協定等の経緯については、昭和47年に株式会社サカイの前身である酒井皮革株式会社の工場が札幌市から南幌町に移転することを契機として、同年7月に隣接する江別市、南幌町及び酒井皮革株式会社と協定を締結し、同年12月に南幌町643番地2に化製場を設置しております。設置場所については下段に図示しており、左側の図の点線で囲んだ部分の拡大図が右側の図です。なお右側の図の点線は南幌町との境界を示しています。 その後、牛海綿状脳症（BSE）発生に関連し、死亡牛の円滑で適正な化製処理体制を促進するため、株式会社サカイの敷地・工場を借り受けた北央化製事業協同組合が、死亡牛専用ラインの新設、既存施設の改修、管理運営を行うことと

	なり、平成15年12月に江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び株式会社サカイと協定を締結しております。 3 協定の再締結についてであります。前段でもご説明した「排水基準を定める省令」の改正により、排水基準の見直しがあったことから、協定に必要な事項を定める協定細目書の改正が必要となりました。そのため協定の改正の手続きを進めていたところ、株式会社サカイは令和4年8月に解散しており、有限会社大村産業が施設の一部を所有していることを確認したことから、これまでの協定を廃止し、新たに4者で協定を締結することとなりました。 4 現協定からの主な変更は、協定の締結先を江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び株式会社サカイから江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び有限会社大村産業に変更ことに加え、環境省が定める排水基準を踏まえ、協定で定める排水基準のうち「大腸菌群数 3,000 個/cm³」を「大腸菌数 日間平均 800 CFU/mL」に変更することです。 なお、下段には主な変更を行う、変更前後の協定細目書の抜粋を参考として記載しており、変更部分についてはアンダーバーで強調しております。 5 現協定の廃止については、江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び株式会社サカイの4者で、令和7年3月31日に廃止する予定です。 6 新協定の締結については、環境省の定める排水基準の施行日が令和7年4月1日であることから、江別市、南幌町、北央化製事業協同組合及び有限会社大村産業の4者で施行日と同日に協定を締結する予定であります。 以上であります。
水野会長	ただいま、「公害防止協定の再締結について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。
添島委員	平成15年12月に締結されたときに、法律より厳しい基準を定めたのですが、こういった目的があったのでしょうか。
辻屋係長	公害防止協定で定めているものは臭気と排水基準ですが、今回は排水基準項目の大腸菌群数について変更します。 ほかにもこの協定の排水基準には、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度といった項目もございますが、そちらについては省令で定める排水基準よりも、より厳しいものにしております。 そうすることによって、地域の方からの不安を解消するといった目的があります。 大腸菌群数については、平成15年の協定締結の際に新たに付け加えられましたが、基準については法律と同じ程度で設定し、今回も大腸菌数については法律と同じ基準としております。
添島委員	大腸菌群数以外の項目については、どの程度法律より厳しい基準となっておりますか。
辻屋係長	例えば生物化学的酸素要求量については、省令で定める排水基準ですと160mg/Lとなっておりますが、協定では70mg/Lとしております。 また、浮遊物質濃度については、省令では200mg/Lと定めているところを、協定では30mg/Lとしております。
添島委員	かなり低い数値で定められていますが、これは事前に江別市で検査をした数値を反映しているのでしょうか。
辻屋係長	物質ごとに様々な経緯はありますが、市と事業者の間で、所有している工場では法律の基準よりどこまで下げることができるかを協議し、現実的に下げることができるラインを協定値として定めております。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
迫田委員	資料2の裏面で「株式会社サカイは解散しており、有限会社大村産業が施設の一部を所有していることを確認した」と記載がありますが、株式会社サカイが行っていた事業について事業譲渡があったということでしょうか。 また、施設の一部を所有しているという点について、株式会社サカイが行って

	いたことの一部を大村産業が引き継ぎ、一部は別の会社が引き継いでいて、別の会社は協定締結を拒絶しているとも読めてしまうので、その辺りの事情についても教えていただけますでしょうか。
辻屋係長	まず平成15年に江別市、南幌町、北央化製事業協同組合、株式会社サカイの4社で締結したときですが、この施設の管理運営については北央化製事業協同組合が全て行い、稼働している工場については、元々株式会社サカイが所有していたものを北央化製事業協同組合に貸すという形をとっていました。その中で工場にある施設の改修等については所有者の承認が必要という経緯もあり、工場の所有者である株式会社サカイも含めて4者での協定締結としました。 そして今回、株式会社サカイが解散したことに伴い施設の所有権については有限会社大村産業に移っておりますが、実際の管理運営については北央化製事業協同組合が行っていることに変わりありません。
迫田委員	施設の全てが承継されているのであれば特に疑義はないのですが、施設の一部を所有とはどういうことでしょうか。
辻屋係長	平成15年に国内でBSEが発生した際、死亡牛の処理ラインが工場内に新設され、そのラインについては北央化製事業協同組合が所有しております。既存のラインについては株式会社サカイが所有しておりますが、管理運営については北央化製事業協同組合がまとめて行うという形をとっております。
迫田委員	つまり先ほどの話は元々株式会社サカイが工場の一部を所有していたということで、解散に伴って所有権の範囲が変わったという意味ではないということですね。 ちなみに今回の事象は事業譲渡になるのでしょうか。
辻屋係長	所有権は移転していますが、おそらく事業譲渡ではないと思います。
水野会長	ありがとうございます。 私も先ほどの説明で一部という意味がより分かりました。 ほかにいかがでしょうか。
吉田委員	4(2)の大腸菌数の単位ですが、最近リットルの表記は大文字で書くことが多く、参考の中で書かれている表記もリットルが大文字になっていますので、ミリリットルのリットルは大文字がいいのかなと思います。
辻屋係長	ご指摘ありがとうございます。 そのような形で検討させていただきたいと思います。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
沢田副会長	大腸菌群数の基準で、資料1では日間平均3,000個と書かれているのに対し、資料2では日間平均の表現が抜けておりますが、これは元々の協定書にそういった表現がなかったということでしょうか。
辻屋係長	そのとおりでございます。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
添島委員	有限会社大村産業には、こういった経緯で譲渡されたのでしょうか。
辻屋係長	有限会社大村産業も北央化製事業協同組合の組合員であり、関係企業への譲渡でございます。
添島委員	産業廃棄物の処理業者の問題を報道などで見聞きしていたので、気になってお聞きしました。 ありがとうございます。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
布施委員	現在、株式会社サカイとはまだ協定を締結している状態ということになると思いますが、今後例えば大村産業が廃業となった場合でも、法律が変わらない限りこの協定は変えなくても大丈夫なののでしょうか。

辻屋係長	そういった事が分かった時点で協定は変えますし、それ以外でも運営していく中で合わない部分があれば、適宜改正していくことになると思います。
布施委員	令和4年に株式会社サカイが解散したことは分らなかったのでしょうか。
辻屋係長	化製場の管理運営については、北央化製事業協同組合が行っており、検査結果の報告などで組合とは定期的連絡を取っておりました。今回確認が遅れたということがありますので、今後再締結の相手含め、定期的に連絡を取り合いたいと思っております。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
芥川委員	このような協定を結んでいる中で、南幌町にある工場からどのような形で江別市に、例えば水質汚濁防止法の検査結果について報告をいただいているのか教えていただければと思います。
辻屋係長	排水については、1か月に1度報告を受けております。 臭気については、立入検査を年に1回行っております。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
高原委員	大腸菌群数が日間平均3,000個で、大腸菌数が日間平均800CFU/mLとのことですが、これは同じくらいの基準でしょうか。それとも少し厳しくなったのでしょうか。
辻屋係長	環境省によると、大腸菌群数3,000個に相当する大腸菌数が840CFU/mLとなり、環境基準を検討する中で切り下げにより数値を丸めて800CFU/mLとしたとのことであります。 切り下げの分若干厳しくなったとも言えなくはないですが、適切な同程度の基準になったのではないかと思います。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
委員一同	(なし)
(1)ウ 篠津大気汚染環境測定局について	
水野会長	それでは次に報告事項の「ウ 篠津大気汚染環境測定局について」を、事務局から説明をお願いします。
辻屋係長	それでは、資料3「篠津大気汚染環境測定局について」をご覧ください。 まず大気環境の測定局とは、大気汚染物質による大気汚染状況を常時監視するため、対象となる物質等を測定する大気汚染自動測定機が設置されている施設であります。 1 篠津大気汚染環境測定局(1)設置経緯については、昭和46年8月に篠津自治会から、付近の大規模事業所及び火力発電所から排出されるばい煙・悪臭の影響調査について陳情があり、これを契機として、昭和48年8月に自動測定装置を篠津45番地5に設置し、現在まで測定を継続しております。 (2)設置時期及び設置場所については、昭和48年から平成9年まで篠津地域内を複数回移設した後に、平成9年に現在の設置場所である市立北光小学校のグラウンド内に設置しております。 なお測定局の設置場所と実際の測定局の画像を下段に表示しております。 (3)測定物質については、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質であり、どれも石炭や石油等の化石燃料の燃焼等に由来する大気汚染物質であります。 2 測定値の推移について、各測定物質の篠津大気汚染環境測定局での年平均値を左側に、全国一般局の年平均値を右側に図示しております。 測定3項目の測定値は、各グラフにおいて横線で示した、環境省令で規定する基準値を10年以上にわたり大幅に下回っていることに加え、維持及び減少の傾向が続いています。 3 篠津大気汚染測定局の今後についてであります。設置の経緯となった火力発電所はすでに廃止されており、付近の大規模事業所についても、使用するボ

	イラーが縮小しております。 また、現在測定している測定３項目の値は、環境省令で規定する基準値を１０年以上にわたり大幅に下回っていることに加え、維持及び減少の傾向が続いております。 以上のことから、今後、測定している大気汚染物質が顕著に増加する可能性は低いと推察できるため、篠津大気汚染環境測定局については令和７年度から廃止する予定であります。 なお篠津自治会には令和７年度から篠津大気汚染環境測定局を廃止する方針を説明し、了承を得ております。 以上であります。
水野会長	ただいま、「篠津大気汚染環境測定局について」を説明いただきましたが、ここまでの説明について質問などありませんか。
芥川委員	ここを廃止すると、市内には何局残ることになるのでしょうか。
辻屋係長	もう一つ、野幌町に自動車排出ガス測定局というものがあり、そちらのみとなります。
芥川委員	非常にお金がかかり、維持していくのが大変だということで、全国的・全道的にも測定局が廃止の方向となっております。 年平均値にしますと、環境基準を大幅に超過するということはありませんが、この測定では１時間値が出ており、その値は上がったたり下がったりということがあり、データとして短期的にでも曝露を示すということが目的にもなっています。 また、ここにあります浮遊粒子状物質というのは１０ミクロン以下の粒子状物質ですが、有名なPM2.5というのは、２.５ミクロン以下の粒子状物質で、その代表となるような指標です。 現在１局残っているというお話でしたので、是非市民に安全であるということを示すためにも、残っている測定局を維持していただきたいなと思います。 また、これは篠津測定局の廃止に反対という意味ではありませんが、各地で測定局が廃止されている中で、江別市だけではなく全道・全国の基準となっていく非常に大切な測定値でもありますので、ぜひ存続をよろしくお願いいたします。 以上です。
水野会長	ありがとうございます。 この地域で言いますと、農業関係の母体から本審議会に推薦をいただいている委員もいらっしゃると思いますので、ご意見をいただければと思っております。 いかがでしょうか。
布施委員	測定局のある小学校の周りはほぼ全て農地に囲まれておりますが、そもそも昭和４６年に設置を開始した経緯というのも、周りの農村地帯というよりは側の方の部分からの声が多かったのかなと思います。 その辺りの部分の環境が変わってきたということで、廃止という形で地域の方の話も出ているということであれば問題ないのかなと思います。 この環境測定局は今後廃止ということですが、建物ごと全部撤去するのか、建物はそのまま残すのかを少しお聞かせ願えればと思います。
辻屋係長	現状、令和６年度で測定自体は終える予定であります。 建てている測定局自体については、今後の利活用等を庁内で検討していこうと考えております。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
迫田委員	篠津自治会の世帯数あるいは人口規模についてお聞きしたいです。 また、地図で見ますと北光小学校の南側にいくつか民家があるように見え、その辺りの方々がおそらく一番利害を持っているのかなという印象を持ちます。 自治会の了承を得ているというお話ですが、これは回覧版での周知や自治会長から事情聴取をした結果、反対意見はなかったという趣旨だと思いますがその辺りの経緯について分かる範囲で結構ですがお聞きしたいです。
辻屋係長	篠津自治会の世帯数等については、申し訳ございませんが本日データを持ち合

	わせておりません。基本的には農村地帯におけるものというご理解で大丈夫かと思えます。 また、江北地区には篠津自治会以外に美原自治会、豊栄自治会、八幡自治会があり、そちらにも測定局の廃止について説明しております。 経緯についてですが、まず自治会長にお話をさせていただき、その後、役員会等に報告をしていただいて問題ないというような回答をいただき、了承を得ております。
水野会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。
委員一同	(なし)
(2)その他	
水野会長	それでは、次に、次第3(2)の「その他」ですが、事務局から何かありませんか。
鈴木課長	次回の日程ですが、次年度皆様にご意見をいただく案件がまとまり次第、開催したいと考えております。その際は、事務局を通じてご連絡をさせていただきますので、ご多忙のことと存じますが、よろしくお願いいたします。
水野会長	ただいまの事務局の説明に対して、ご質問やご意見などありますか。
委員一同	(なし)
水野会長	ほかに委員の皆さんからご発言等ありますか。
添島委員	今日の話で、江別市に関わることであれば南幌町の会社や役所同士で話し合うこともあるということや、水質などの基準値も、話し合いによって国で決められたものよりも厳しい基準で定めることができるということを学ばせてもらいました。 ラピダスの件ですが、P F A Sについて、報道によりますと2026年4月から目標値ではなく水質基準に引き上げて法律化が義務づけられることになったと聞きましたが、その対応についてどのようにお考えかを教えていただきたいです。 ラピダスが稼働してから測ってもそれ以前の基準が分からないし、今の水質基準の測定項目にはP F A Sがありません。 また、P F A Sには多くの種類があり、その中のどれを使うかについて会社側と話し合ったりすることも必要ではないかと思えます。 また、千歳川にほとんど処理された排水が流されるということですが、ほとんどとはどれくらいなのかでしょうか。 こういった事についてラピダスとの話し合いなどの予定はあるのか教えて下さい。
鈴木課長	ラピダス・P F A Sの関係については、今ニュース等でも非常に話題になっております。 委員からお話がありましたように、国では、現在は暫定目標値という形でP F O S・P F O Aの合算値が設定されておりますが、今後は基準値にするという方向で動いております。市としては河川等の水質基準に関する国の法律が決まり次第、実際に対応したいと思えます。 特に江別の場合は水道水を千歳川から取水している関係もありますので、環境課だけでなく水道部でも千歳市等から情報を収集しております。 また、水道部では実際の調査等もしており、調査結果に関しては市のホームページで公開しています。 千歳川に関しては、千歳川水系水質保全連絡会議というものがあり、流域市町などが情報交換をしております。そこで千歳市の状況なども聞いたり、こちらから意見をしたりということもございます。 このように、市としては安全・安心な水を提供するという立場で取り組んでいる状況でございます。今後も、国の動きを注視しながらではありますが、色々なことを進めて参りたいと考えております。

添島委員	千歳市から話を聞いているだけでは駄目な感じがするので、わかるように説明してもらえる状態まで、きちんと見張っていますよということで、直接江別市も会社と話し合っていただけないかなと思います。
鈴木課長	水質汚濁防止法については北海道の管轄であります。また、情報交換については千歳川水系水質保全連絡会議を通して行っているの、会社と直接話し合うのは難しい部分があります。 しかしながら、千歳川の流域市として関連するところはございますので、可能な範囲で情報交換などはしていきたいと思います。
水野会長	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。 本音のお話をするということが、江別の子供たちにとっての利益でございますし、私としては研究者だった立場もございますので、今のような話題は大歓迎でございます。 ほかにいかがでしょうか。
委員一同	(なし)
水野会長	なければ、以上で本日の案件はすべて終了いたしました。長時間にわたり、熱心にご議論いただき、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局にお返しいたします。
鈴木課長	水野会長、ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回江別市環境審議会を閉会いたします。 本日は、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。